

酒々井町農業委員会 4月総会会議録

平成28年4月21日（木）

役場分庁舎2階第1多目的室

午後3時25分から午後5時15分まで

局長 定刻前ですが、全員お揃いですので始めさせていただきますが、会議に先立ちまして、職員の異動がありましたので、紹介させていただきます。

鵜澤主事 異動紹介

局長 農業委員会等に関する法律が4月1日に施行され、議事録の公開方法が今までは窓口での閲覧のみでしたが、4月からはインターネットで議事録を公開させていただくことになりましたので、よろしくお願ひします。続きまして、親睦会から連絡事項がございましたらお願ひします。

<石井親睦会長あいさつ>

<熊本地震義援金について>

局長 それでは、総会に移りたいと思いますが、本日会長は都合により欠席のため、職務代理者の飯田委員にお願ひしたいと思います。

職務代理者 それでは、会長体調不良のため、議事進行を務めさせていただきます。ただいまから平成28年4月の農業委員会総会を開会いたします。なお、本日の総会は、議案2件、その他3件ですので、よろしくお願ひします。

局長 議事の進行につきましては、通常、会議規則により会長にお願ひしておりますが、会長不在ということですので、同規則第7条第2項の規定により職務代理者にお願ひいたします。

議長 それでは議事の進行を務めさせていただきます。本日の出席委員は、14名中、13名出席ですので、会議は成立しております。本日の議事録署名委員に、2番竹尾忠雄委員、3番石井喜久雄委員を指名します。また、書記に事務局の高橋主任主事を任命します。

議長 それでは、第1号議案 農用地利用集積計画についての整理番号1から5について、再設定ですので、一括して事務局より説明をお願ひします。

局長 第1号議案 農用地利用集積計画についての整理番号1から5について、説明させていただきます。先ず1ページの整理番号1についてですが、貸付者は、横浜市在住者、借受者は、酒々井在住者です。設定場所は、本佐倉の農地で、地目は田、面積は928㎡、利用計画は畑です。利用権の種類は使用貸借です。この計画は、農業経営基盤強化促進法第18条

第3項に規定する各要件を満たしております。備考ですが、前回は、平成27年5月1日から1年間設定されておりますが、終期が来ることから再度設定しようとするもので、設定期間は5年ということです。位置につきましては、2ページの位置図をご覧ください。続きまして、3ページの整理番号2について、説明させていただきます。貸付者は、馬橋在住者、借受者は、本佐倉在住者です。設定場所は、馬橋の農地6筆で、地目は田、面積は合計で6,630㎡、利用計画は田です。賃借料は、90,000円で、10a当たり約13,574円です。この計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしております。備考ですが、前回は、平成23年5月1日から5年間設定されておりますが、終期が来ることから再度設定しようとするもので、設定期間は3年ということです。位置につきましては、4ページの位置図をご覧ください。続きまして、5ページの整理番号3について、説明させていただきます。貸付者は、富里市在住者、借受者は、墨在住者です。設定場所は、墨の農地2筆で、地目は田、面積は合計で2,222㎡、利用計画は田です。賃借料は、米約2.2俵で、10a当たり米1俵です。この計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしております。備考ですが、前回は、平成18年5月1日から10年間設定されておりますが、終期が来ることから再度設定しようとするもので、設定期間は10年ということです。位置につきましては、6ページの位置図をご覧ください。続きまして、7ページの整理番号4について、説明させていただきます。貸付者は、上岩橋在住者、借受者も、同じく上岩橋在住者です。設定場所は、上岩橋の農地3筆で、地目は田、面積は合計で1,424㎡、利用計画は田です。利用権の種類は使用貸借です。この計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしております。備考ですが、前回は、平成23年5月1日から5年間設定されておりますが、終期が来ることから再度設定しようとするもので、設定期間は5年ということです。位置につきましては、8ページの位置図をご覧ください。続きまして、9ページの整理番号5について、説明させていただきます。貸付者は、横浜市在住者、借受者は、上岩橋在住者です。設定場所は、上岩橋の農地で、地目は田、面積は238㎡、利用計画は田です。賃借料は、5,000円で、10a当たり21,008円です。この計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしております。備考ですが、前回は、平成23年5月1日から5年間設定されておりますが、終期が来ることから再度設定しようとするもので、設定期間は5年ということです。位置につきましては、10ページの位置図をご覧ください。以上で説明を終わらせていただきます。

議 長 事務局の説明が終わりましたが、それぞれ地区担当委員さんで何かありましたら、補足説明をお願いします。

議 長 特にないようですので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問、意見等なし)

- 議 長 特にないようですので、これから採決を行います。採決につきましては、整理番号ごとに行います。初めに、第1号議案 農用地利用集積計画の整理番号1について、原案どおり答申することに賛成の方は挙手願います。
- 局 長 挙手全員です。
- 議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農用地利用集積計画の整理番号1につきましては、原案どおり答申することに決定します。
- 議 長 続きまして、第1号議案 農用地利用集積計画の整理番号2について、原案どおり答申することに賛成の方は挙手願います。
- 局 長 挙手全員です。
- 議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農用地利用集積計画の整理番号2につきましては、原案どおり答申することに決定します。
- 議 長 続きまして、第1号議案 農用地利用集積計画の整理番号3について、原案どおり答申することに賛成の方は挙手願います。
- 局 長 挙手全員です。
- 議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農用地利用集積計画の整理番号3につきましては、原案どおり答申することに決定します。
- 議 長 続きまして、第1号議案 農用地利用集積計画の整理番号4について、原案どおり答申することに賛成の方は挙手願います。
- 局 長 挙手全員です。
- 議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農用地利用集積計画の整理番号4につきましては、原案どおり答申することに決定します。
- 議 長 続きまして、第1号議案 農用地利用集積計画の整理番号5について、原案どおり答申することに賛成の方は挙手願います。
- 局 長 挙手全員です。
- 議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農用地利用集積計画の整理番号5につきましては、原案どおり答申することに決定します。
- 議 長 続きまして、第1号議案 農用地利用集積計画についての整理番号6について、事務局より説明願います。

局長 それでは、資料の 11 ページをお願いします。第 1 号議案 農用地利用集積計画についての整理番号 6 について、説明させていただきます。貸付者は、上岩橋在住者、借受者も同じく、上岩橋在住者です。設定場所は、上岩橋の農地 10 筆及び印旛沼新田 2 筆で、地目は田、面積は合計で 9,272 m²、利用計画は田です。賃借料は、米約 14 俵で 10 a 当たり米 1.5 俵、設定期間は、10 年の新規です。この計画は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に規定する各要件を満たしております。位置につきましては、12 から 14 ページの位置図をご覧ください。以上で説明を終わらせていただきます。

議長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当委員は小坂委員及び石井委員でよろしいですか。よろしければ、補足説明がありましたらお願いします。

小坂委員 貸付者は私の同級生ですが、健康上の理由で耕作できなくなったようです。借受者は高齢ですが、息子さんが一生懸命やっているの、新規ですが問題ないと思います。

議長 石井委員から何かありますか。

石井委員 私からは特にありません。

議長 地区担当委員の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問、意見等なし)

議長 特にないようですので、これから採決を行います。それでは、第 1 号議案 農用地利用集積計画の整理番号 6 について、原案どおり答申することに賛成の方は挙手願います。

局長 挙手全員です。

議長 採決の結果、挙手全員でございますので、農用地利用集積計画の整理番号 6 につきましては、原案どおり答申することに決定します。

議長 続きまして、第 1 号議案 農用地利用集積計画についての整理番号 7 についてですが、貸付者が私ですので、農業委員会等に関する法律第 24 条第 1 項の規定により、議事に参与することができません。質疑が終わりましたら退室いたしますので、その間の議事進行につきましては、年長の竹田委員にお願いしたいと思っておりますのでよろしくをお願いします。それでは、事務局の説明をお願いします。

局長 それでは、資料の 15 ページをお願いします。第 1 号議案 農用地利用集積計画についての整理番号 7 について、説明させていただきます。貸付者は、尾上在住者、借受者は、上岩橋在住者です。設定場所は、印旛沼新田

の農地で、地目は田、面積は3,033㎡、利用計画は田です。賃借料は、30,000円で10a当たり約9,891円、設定期間は、5年の新規です。この計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしております。位置につきましては、16ページの位置図をご覧ください。以上で説明を終わらせていただきます。

議 長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当委員の説明について、私の方からさせていただきます。

議 長 この場所は、印旛沼新田1枚だけで、これだけを借りるのは大変なので、〇〇〇〇さんをお願いしたところご了承頂きました。

齊藤委員 去年までは自分で耕作していましたか。

議 長 去年から耕作していました。

小坂委員 父が専門でやっていましたよね。

議 長 そうです。私一人ではとても無理なので、父にお手伝いしてもらっていました。

議 長 それでは、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問、意見等なし)

議 長 特にないようですので、これから採決を行います。私は退室します。

<飯田委員退室>

竹田委員 議長が議事に参与することができないということですので、その間議事の進行を務めさせていただきます。それでは、第1号議案 農用地利用集積計画の整理番号7について、原案どおり答申することに賛成の方は挙手願います。

局 長 挙手全員です。

議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農用地利用集積計画の整理番号7につきましては、原案どおり答申することに決定します。

竹田委員 飯田委員には中に入れてもらって下さい。

<飯田委員入室>

議 長 竹田委員におかれましては、議事進行を行って頂きありがとうございます

た。続きまして、第1号議案 農用地利用集積計画についての整理番号8について、事務局より説明願います。

局 長 それでは、資料の17ページをお願いします。第1号議案 農用地利用集積計画についての整理番号8について、説明させていただきます。貸付者は、酒々井在住者、借受者は、上岩橋在住者です。設定場所は、酒々井の農地4筆で、地目は田、面積は合計で3,857㎡、利用計画は田です。賃借料は、米180kgで10a当たり米約46kg、設定期間は、3年の新規です。この計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしております。位置につきましては、18、19ページの位置図をご覧ください。以上で説明を終わらせていただきます。

議 長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当委員は石井委員でよろしいですか。よろしければ、補足説明がありましたらお願いします。

石井委員 借受者は成田市でも広く耕作しているので問題ないと思います。

議 長 地区担当委員の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問、意見等なし)

議 長 特にないようですので、これから採決を行います。それでは、第1号議案 農用地利用集積計画の整理番号8について、原案どおり答申することに賛成の方は挙手願います。

局 長 挙手全員です。

議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農用地利用集積計画の整理番号8につきましては、原案どおり答申することに決定します。

議 長 次に、第2号議案 農地法第5条許可申請についての整理番号1を議題とし、事務局の説明をお願いします。

局 長 第2号議案 農地法第5条許可申請の整理番号1について説明させていただきます。資料の20ページをご覧ください。申請地は、飯積の畑414.69㎡で、酒々井I.Cから南へ1km付近に位置する農地です。農業公共投資の入っていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。譲受人は、佐倉市在住者、譲渡人は、飯積在住者外4名の共有です。転用目的は、専用住宅で、木造2階建て建築面積79.08㎡の住宅を建設するものです。権利の内容は、所有権移転です。全体の資金所要額は、37,000,000円で、金融機関からの借入金を予定しています。他法令の関係は、都市計画法が該当し、都市計画法は近日中に申請予定です。隣接農地への被害防除対策については、ブロック積みにて土砂、雨水の流出を防止します。排水については、雨水は浸透枳を設置し宅地内処理、汚水

は合併浄化槽から蒸発散装置にて宅地内処理します。以上で説明を終わらせていただきます。

議 長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当委員の説明について、私の方からさせていただきます。

議 長 ○○○さんに伺ったのですが、この場所は既に売買したところで業者に任せておりますので、そちらから話を聞いて下さいとのこと。

議 長 それでは、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

鈴木委員 譲渡人と譲受人はどういった関係ですか。

岩井主幹 特に関係はございません。

鈴木委員 他人同士ですか。

岩井主幹 はい。

議 長 他に質問等はございませんか。なお、何か疑問点等がございましたら、申請代理人を呼んでおりますので、その際に質問等をお願いします。

議 長 次に、第2号議案 農地法第5条許可申請についての整理番号2を議題とし、事務局の説明をお願いします。

局 長 第2号議案 農地法第5条許可申請の整理番号2について説明させていただきます。資料の29ページをご覧ください。申請地は、馬橋の田18,432㎡で、JR南酒々井駅から北西へ0.5km付近に位置する農地です。農業公共投資のっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。譲受人は、市川市で土木建築業を営んでおり、譲渡人は、千葉市在住の8名です。今回の申請地は、平成16年5月28日付け千葉県農地指令第3号の41～46で一時転用の許可がありましたが、当初の事業計画通りに完了しなかったため、平成28年3月16日付けで是正完了届出書が提出されました。県と協議した結果、是正が完了したものとし、新規で申請を行うこととなったため、県の担当者と調整しながら今回の申請を受け付けたものです。転用目的は、資材置場で、砕石及び建材、重機等置場を建設するものです。なお、最大18.0mほど埋立てを行います。土砂については、木更津市の会社所有の再生砂43,680㎡を使用します。権利の内容は、所有権移転です。全体の資金所要額は、20,520,000円で、自己資金により、賄う計画となっています。他法令の関係は、町法定外公共物管理条例が該当し、現在下流側・上流側の地質調査中であり、まちづくり課との協議結果に基づき、法定外公共物工事の申請を行う予定です。埋立てに係る隣接農地への被害防除対策については、周辺には耕作を行っている農地はありませんが、既存の水路に影響が無い様、2mの離隔

を取って盛土を行います。用水・排水等については、雨水は既存の水路に流入させ、汚水・雑排水については資材置場として土地利用するので、該当ありません。以上で説明を終わらせていただきます。

議 長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当委員は、内田委員でよろしいですか。よろしければ、補足説明がありましたらお願いします。

内田委員 今日やっと開かずの門が開いていて、現場の人と話をしました。門を入れて手前のところに重機が置いてあって、そこまでは許可済みのところだということ動いています。再生砂も入っていて右側にストックしてあります。真ん中の白い部分、Vの字の部分は施工せず、真ん中の水路を生かさなければいけないので、斜めにしてやるとのことです。本日4時にお待ちしておりますとのことです。皆さんには私よりその方に質問して頂いた方が良くと思います。

議 長 地区担当委員の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問、意見等なし)

議 長 なお、何か疑問点等がございましたら、申請代理人を呼んでおりますので、その際に質問等をお願いします。

議 長 それではこれから現地確認を行います。なお、現地確認後10分間の休憩をとりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

<現地確認>

議 長 それでは休憩をときまして、会議を再開いたします。先ほど現地を確認しました農地法第5条許可申請の整理番号1について、申請代理人を呼んでおりますので入室させて下さい。

<申請代理人 入室>

議 長 最初に申請関係者であるかどうかの確認をさせていただきます。申請代理人の方ですか。

申請代理人 はい。

議 長 今、提出されました農地法5条の許可申請について、現地確認を行い、審議しているところですが、申請に至った経緯や事業計画等について説明願います。なお、申請書は提出されてはいますが、確認の意味も兼ねて願います。後ほど委員から質問があった場合には、回答をお願いします。それではよろしくをお願いします。

申請代理人 私は申請代理人の〇〇株式会社の〇〇と申します。この度は、貴重なお時間を頂きましてありがとうございます。今回の計画の経緯ですが、建て主が現在アパート暮らしの中、1歳のお子さんも増えて家族3人になり手狭になったため、緑豊かな環境で生活したいということで、第一ホームさんを介して飯積の農地を購入することになりました。もともと1,000㎡位の農地でしたが、3分割してその中の414.69㎡を購入することになり、土地の売買契約は3月20日に成立しています。それを受けまして、弊社も建物の工事請負ということで3月19日に契約締結しております。土地の選定理由ですが、職場が佐倉市〇〇にあり、ここから車で20分程の場所で通勤に便利であるということと、お子さんを育てるのに良い環境であるということで今回の土地を選定しました。事業内容として建物が79.08㎡、駐車スペースが22.75㎡、合わせて101.83㎡という計画になっています。車庫は車3台くらいの計画で、極力盛土・切土せず、敷地内で土を処理する計画です。用水について、上水道は前面道路から引き込みを行い、雨水については浸透枡を設置し宅地内処理、汚水・雑排水については合併処理浄化槽から蒸発散装置にて宅地内処理します。若干上下高低差がありますので、北側の方に水がいかないようにブロック積み等を行い、隣の方に迷惑にならないようにします。防災計画として、工事中は近隣の迷惑にならないよう仮囲いや養生ネットにより資材粉塵の飛散を防止し、安全を図ります。今回の売買契約で5名の方がもともと土地を持っておりますが、全ての方から承諾を得て契約しております。資金計画は、土地が5,700,000円、建物が31,104,000円、その他として登記費用が196,000円、全て千葉銀行の住宅ローンを組んで、賄います。

議長 ありがとうございます。申請代理人の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

内田委員 この区域は調整区域ですか。

申請代理人 市街化調整区域です。

鈴木委員 その辺りの詳しいところを事務局からお願いできますか。

岩井主幹 こちらの区域は、市街化区域に隣接した市街化調整区域です。

申請代理人 40戸連たんで4月15日に同時申請しております。

議長 他にないですか。他にないようなので、質疑を終了します。申請代理人におかれましては、お忙しいところご苦労様でした。

<申請代理人 退室>

議長 それでは、第2号議案 農地法第5条許可申請の整理番号1について採決を行います。許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

局長 挙手全員です。

議長 採決の結果、挙手全員でございますので、農地法第5条許可申請の整理番号1につきましては許可相当とすることに決定し、県に進達します。

議長 次に、現地を確認しました農地法第5条許可申請の整理番号2について、申請代理人を呼んでおりますので入室させて下さい。

＜申請代理人 入室＞

議長 最初に申請関係者であるかどうかの確認をさせていただきます。申請代理人の方ですか。

申請代理人 はい。

議長 今、提出されました農地法5条の許可申請について、現地確認を行い、審議しているところですが、申請に至った経緯や事業計画等について説明願います。なお、申請書は提出されてはいますが、確認の意味も兼ねて願います。後ほど委員から質問があった場合には、回答をお願いします。それではよろしく願います。

申請代理人 事業計画書の内容から申し上げたいと思います。事業を行う理由としては、今回の農地転用の範囲については、地目が田で18,432㎡程になりますが、地権者も耕作を30年ほど放棄している状態で耕作が現状難しいところです。その中で、こちらの土地について盛土を行い資材置場として使いたく、転用を進めていきたいと思います。資材置場として使う会社は、市川市に本社がある建設関係の会社で、首都圏中心に実績があり、資材置場として広い面積が必要ということで今回の土地を選定しました。東関道の佐倉I.C、51号に近いというのも選定理由となっています。地目は全筆田ですが、周りに山林、原野があり、そちらについても、全体的に造成工事を行います。面積は20,000㎡程ありますが、周りに法面を取りますので、有効面積は1万㎡程になります。排水は、既存の水路を使いながら一部については暗渠化し、埋め立てながら施工します。汚水・雑排水は資材置場としての使用なのでありません。既存水路とある程度離隔を取りながら施工して法尻を離し、水路に影響の無い様配慮します。日照、土砂の流出については、離隔をとるということと、周囲に耕作している田はないということで、一通り計画範囲については地権者さんに内容を説明して了承を頂いております。今回の事業計画範囲には含まれておりませんが、真ん中あたりに同意を得ていない田んぼがありますが、そちらについても地権者としては埋め立てを行いたいという意向を示しております。以上でございます。

議長 ありがとうございます。申請代理人の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたら願います。

鈴木委員 埋立事業計画書の中で埋立高13～18mとなっていて、覆土の高さが1mと

なっているのはどういうことですか。

申請代理人 覆土としては、資材置場なので1 mまで必要は無いですが、周りに法面が多く出ます。法面につきましては、製品として再生砂を使う関係上、現状の田の表土を用いて覆土し芝の種子吹付けを行うことで、その上に草が生えるようにします。

鈴木委員 要するに再生土の場合は草が生えないということですね。

申請代理人 はい。

宮田委員 工事期間はどのくらいを予定していますか。

申請代理人 農地だけだと 44,000 m³程ですが、山林、原野についても進めていきます。一部山林部分で先行して工事していますが、基本的には6か月程で考えております。

鈴木委員 土砂の量は150,000 m³ということですが、埋立土が足りないのではないですか。他所から搬入しますか。

申請代理人 全体で150,000 m³あれば足りると思います。製品の再生砂については許可を得てから他所から搬入します。

鈴木委員 全てを再生土で行うということですか。

申請代理人 そうです。法面の表面については、現地にあった田んぼの表面もしくは盛ってある土砂を使い、表面に覆土を行います。基本的には全て再生土を使います。

小坂委員 先程現地確認したとき、水路についてはこれからパイプラインを入れるということでしたが、既存の水路には既にパイプが入っていますよね。

申請代理人 はい。それに接続します。

小坂委員 今後何かの影響で水路の流れが悪くなったとき、既存の水路については責任をとりますか。

申請代理人 既存のパイプが入っているところについては、高くなっているところを貫いて、200m先北側にパイプがむき出しになっているところがあります。そちらについては、パイプを枝分かれしたものを使って上に立ち上げています。今回転用を進めていく中で、近隣の方々からもパイプが何とかならないかという話を頂いておりますので、農地転用とは別になるとは思いますが、対処していきたいと思っております。

小坂委員 新たに敷設するパイプについては責任を取るということですね。

- 申請代理人 そうです。既存の水路についても、可能な限り対応させていただきたいと思います。
- 秋山委員 パイプが現状で1,000mmということですが、上の方が開発されて水が垂れ流されてきた場合は全て処理できますか。
- 申請代理人 以前まちづくり課でご指導頂き現在も協議が継続中ですが、流域としては、JR南酒々井駅を超えた先の調整池が流域の末端のようです。そのエリアを含め、現状山林が中心であることを踏まえて、必要な管材の径が900mmから1,000mmになるだろうという計画で協議中です。
- 秋山委員 それは現時点での見方ですね。開発されて今以上の量が入ってきた場合はどうなりますか。
- 申請代理人 一般論になりますが、山林部分の開発により流量が増える場合は、調整池で貯留させて下流への流出量を抑えるという指導になるかと思います。
- 議 長 他にありませんか。他にないようなので、質疑を終了します。申請代理人におかれましては、お忙しいところご苦労様でした。

<申請代理人 退室>

- 議 長 それでは、第2号議案 農地法第5条許可申請の整理番号2について採決を行います。許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。
- 局 長 挙手10名です。
- 議 長 採決の結果、挙手多数でございますので、農地法第5条許可申請の整理番号2につきましては許可相当とすることに決定いたしますが、今月から30aを超えている案件については、県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取することとなりましたので、意見回答を得た後、県に進達します。
- 議 長 次に、その他の(1)平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画について、事務局より説明をお願いします。
- 高橋主任主事 資料に基づき説明。
- 議 長 事務局から説明が終わりましたが、委員さんで何かありますか。

(質問、意見等なし)

- 議 長 特にないようですので、次に、その他の(2)農地流動化「ワン・スリー運動」の推進について、事務局より説明をお願いします。

<時間の都合上省略>

議 長 次に、その他の（３）について、事務局から何かありましたらお願いします。

<農業委員活動記録ノートについて高橋主任主事説明>

<石川主幹より農政報告>

<墨地先転用許可済地における工事の進捗状況について岩井主幹説明>

議 長 それでは、最後に来月の総会の日程ですが、事務局案がありましたらお願いします。

局 長 20日の金曜日はいかがでしょう。

議 長 ただ今、20日の金曜日が事務局案として出ましたが、いかがでしょうか。特にないようなので、来月の総会は、20日の金曜日で決定させていただきます。それではこれで、議案、その他が終了しましたので、総会を終了させていただきます。慎重審議ありがとうございました。